

安城市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規程（以下「規程」という。）の規定に基づき、安城市が発注する物品購入等、物件の借入れ、又は役務の提供等（以下「物品等」という。）における電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において安城市入札者心得書（以下「心得書」という。）に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、心得書の規定を適用する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムで構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットの利用により行う情報システムの総称（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム 電子調達システムのサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム 電子調達システムのサブシステムで、入札（見積もりを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム 電子調達システムのサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子調達システムを利用して行う入札、開札等の手続きをいう。
- (6) 紙入札 電子調達システムを利用しないで書面により行う入札、開札等の手続きをいう。
- (7) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

- (8) 電子証明書 電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。
- (9) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (10) ICカード 電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (11) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより入札参加資格申請を行い、資格認定後に交付される識別符号をいう。
- (12) 契約担当者 規則第2条第1号に規定する契約担当者で電子入札システムを利用し入札案件の登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。
- (13) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないと認めるものは除く。

区分	入札方式
物品購入、物品修繕、物品借入及びその他委託（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。）	<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札・一般競争入札（事後審査）・指名競争入札

(電子入札システムを利用する者)

第5条 電子入札システムを利用してできる者は、安城市に競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けたものとする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムにより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パス

ワードを変更している場合は、この限りでない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムに登録済みのICカードについて、次の各号に掲げる場合に該当したときに、それぞれ当該各号に定める手続きをとらなければならない。

(1) 失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) 更新した場合

登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、安城市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から安城市的入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、電子調達システムにより申請内容の変更の手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により、新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

(ICカードの不正使用等における取扱い)

第8条 電子入札の参加者（以下「入札参加者」という。）が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等（以下「ICカードの不正使用等」という。）をした場合は、次に掲げる取扱いができるものとする。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定を取り消す。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約を解除する。

(案件登録等)

第9条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書等の提出方法)

第10条 電子入札により実施される一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を申請期間内に提出しなければならない。

- 2 公告において一般競争入札の参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）の提出が求められる場合は、申請書と合わせて資料を提出しなければならない。ただし、参加資格の確認を入札執行後に行う場合は、この限りでない。
- 3 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合は、書面による資料を、前項の規定にかかわらず郵送又は持参により提出する。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(入札参加資格の確認)

第11条 市長は、申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式第2）を電子入札システムにより送信する。この場合において、通知書は、入札参加申込受付票と読み替える。

- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。
- 3 一般競争入札においては、第10条及び第11条第1項の規定にかかわらず、参加資格の確認を入札執行後に行うことができる。

(指名の通知)

第12条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（電子入札システムに登録された様式による。）を電子入札システムにより送信する。

- 2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第13条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第24条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名を付すことに代えて、電子入札システムにて見積用

暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第14条 紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時までに紙入札参加承認願（様式第4。以下「承認願」という。）により、市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、市長は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続きの進行に支障を生じない場合に限り、紙入札での参加を承認する。

(1) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカードを取得する手続中の場合

(2) ICカードが失効、閉そく又は破損等のため使用できなくなり、再発行の手続を行ったものの、入札受付期間終了時までに再発行される見込みがなく、市長がやむを得ないと認める場合

(3) パソコン等のシステム障害の場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらないやむを得ない事由があると認められる場合

3 承認願の提出があった場合は、紙入札審査結果通知書（様式第5）により承認又は不承認の審査結果を通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）に対しては、当該承認後の電子入札システムによる手続きは認めない。ただし、紙入札参加者が当該承認前に電子入札システムにより行った手続きは、有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第15条 紙入札において、承認願、書面による申請書及び入札書は、市長へ提出するものとする。

2 前項の規定により提出する書類には、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者（受任者がいる場合は、受任者）の印鑑を押印して提出するものとする。

3 書面による申請書及び入札書（様式第6）の受付期間は、特段の指示がない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第16条 入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システム（紙入札参加者にあっては、書面）により、辞退届（様式第7。第2

4条に規定する再度入札の場合は、再入札辞退届（様式第8）を提出するものとする。前条第2項の規定は、紙入札参加者の辞退届の提出について準用する。

2 入札書を提出した後は、当該入札を辞退することができない。

（入札参加資格の失効）

第17条 開札日までに入札参加資格の停止処分又は排除措置を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札書を提出していた場合、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、入札参加資格を失った者が提出した入札書は無効とする。

（1）電子入札システムにより入札書を送信していた場合

（2）紙入札の承認を受けて、書面による入札書を提出していた場合

（入札の中止）

第18条 市長は、入札を公正に執行することができないと認める場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札を中止した場合は、市長は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知する。

（開札予定日時等の変更）

第19条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、日時変更通知書（様式第9）を送信する。

（開札）

第20条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札システムにより行う。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

3 契約担当者は、紙入札を行う入札参加者があるときは、当該入札参加者が提出した入札書を開封し、紙入札書の受付順に入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力した後に開札を行う。

（電子くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、電子調達システムにおける電子くじにより落札者を決定する。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。この場合において、入札書のくじ番号が未記入又はくじ番号が不明な箇所には「9」が記入されたものとみなし、くじ番号の記入があったと判

断できない場合には、「999」と記入されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第22条 落札者を決定した場合は、市長は、入札参加者に対し電子入札システムにより落札決定通知書（様式第10）を送信する。

(保留の通知)

第23条 市長は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者に対し電子入札システムにより保留通知書（様式第11）を送信する。

(再度入札)

第24条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度の入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（様式第12）を送信する。

3 紙入札参加者については、前項の入札受付期間内に入札書を作成し、契約担当者に持参提出することで再度の入札に参加できる。

4 再度の入札は、2回を限度として行うことができる。

(不調)

第25条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者に対し電子入札システムにより不調通知書（様式第13）を送信する。

(紙入札参加者への通知)

第26条 紙入札参加者に対する第18条第2項、第19条、第22条、第23条、第24条第2項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第27条 市長は、電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し、公表する。

(電子入札システムによる提出)

第28条 電子入札システムにより送信された申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、これらのサーバへの到達を入札参加者の使用するパソコンに表示される受信確認通知書画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷

するとともに保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

第29条 入札参加者は、契約担当者に資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量は、3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、LZH又はZIP形式に限るものとし、EXE（自己解凍）形式は認めない。
- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2007形式以上
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2007形式以上
その他	PDF (Acrobat6以下) 画像ファイル (JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル (Zip又はCab形式、ただし自己解凍形式 (EXE形式)は認めない。)

- 4 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ず事前にウイルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 市長は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、警告するとともに、資料の提出方法等について協議する。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送又は持参により提出できる。この場合において、提出期限は、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第30条 規則第13条及び心得書第11条に定めるもののほか、次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付期間内に到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札の両方による入札書を提出した者の入札

(4) 入札において積算内訳書等の資料の提出を求めたにもかかわらず、これらを提出しない者の入札
(障害時等の対応)

第31条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システムの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により電子入札システムの利用が不能となった場合であって、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札を実施することができないと契約担当者が認めるときは、電子入札を中止し、又は紙入札に変更することができる。

2 前項の規定により紙入札に変更する場合は、契約担当者は、入札参加者に対し、電話等の確実な方法により次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式第14）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続きは、有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は、無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者が、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法及びその他必要な事項
(様式)

第32条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。
(委任)

第33条 この要領に定めるもののほか、物品等の電子入札に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第10条関係）

年　月　日

競争入札参加資格確認申請書

安城 市 長 様

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

様式第2（第11条関係）

年　月　日

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

安城市長

先に申請のありました下記案件に係る競争入札参加資格については、次とおり確認しました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札受付期間

年　月　日　時　分～

年　月　日　時　分

開札日時

年　月　日　時　分

備考

競争入札参加資格の有無

理由または条件

様式第3（第12条関係）

年　月　日

指名通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

安城市長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

質問申請期間　　年　月　日　時　分～　年　月　日　時　分

同等品申請期間　　年　月　日　時　分～　年　月　日　時　分

入札受付期間　　年　月　日　時　分～　年　月　日　時　分

開札日時　　年　月　日　時　分

納期（履行期間）　　年　月　日

納入場所（履行場所）

備考

様式第4（第14条関係）

年　月　日

紙入札参加承認願

安城市長

紙入札希望者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札システムを利用して入札参加ができないため、紙入札を承認してください。

記

案件番号	
調達整理番号	
案件名称	
電子入札で参加 できない理由	該当する番号に○を付してください。 (4の場合は、必ず理由を記載してください。) 1 I Cカードの登録内容変更のため、再取得の手続き中 2 I Cカードの破損等のため、再取得の手続き中 3 パソコン等のシステム障害のため 4 その他 理由 []

様式第5（第14条関係）

年　月　日

紙入札参加審査結果通知書

様

安城市長

平成　　年　　月　　日付けで提出されました紙入札参加承認願について、下記のとおり案件への参加の審査結果を通知します。

記

案件番号	
調達整理番号	
案件名称	
審査結果	<p>紙入札での参加を</p> <p>1 承認する</p> <p>(1) 入札（見積）受付期間</p> <p>(2) 入札書（見積書）提出場所</p> <p>2 承認しない</p> <p>理由 []</p>

入札書

年 月 日

安城市長

入札者 住 所
氏名
(名称及び
代表者氏名)

印

安城市競争入札心得書を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

金	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、次の工事又は委託業務の請負金として

1 工事（委託業務）名

2 路線等の名称

3 工事（委託）場所

備考 1 金額は算用数字を用い、頭に円の文字を記入すること。

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし、金額欄の訂正は無効とする。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※3桁の数字を記入すること。

様式第6（その2）（第15条関係）

入札書

年　月　日

安城市長

入札者　住　所
氏　名
〔名称及び
代表者氏名〕

印

安城市競争入札心得書を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記物品の代金

品名・品質・規格	数量	単価	金額

備考 1 金額は算用数字を用い、頭に円の文字を記入すること。

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし金額欄の訂正は無効とする。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※3桁の数字を記入すること。

様式第7（第16条関係）

年　月　日

辞退届

安城市长

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

印

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数　　回目

様式第8（第16条関係）

年　月　日

再入札辞退届

安城市长

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数　　回目

様式第9（第19条関係）

平成 年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

安城市長

下記案件については、下記のとおり日時の変更をします。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

(入札) 執行回数 回目

入札（見積）受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

開札日時 年 月 日 時 分

理由

様式第10（第22条関係）

年　月　日

落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名　　様

安城市長

下記案件については、下記のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

開札執行日時　　年　月　日　時　　分

落札者

落札金額　　円

備考

様式第11(第23条関係)

年 月 日

保留通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

安城市長

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

執行回数 回目

理由

様式第12（第24条関係）

年　月　日

再入札通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名　　様

安城市長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数　　回目

入札受付期間　　年　月　日　時　　分～　　年　月　日　時　　分

開札日時　　年　月　日　時　　分

入札最低金額　　円

理由

様式第13（第25条関係）

年　月　日

不調通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名　　様

安城市長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

執行回数　　回目

理由

様式第14（第31条関係）

年　月　日

入札方法変更通知書

様

安城市長

下記の入札について、安城市電子入札実施要領第〇〇条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 案件名称

2 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書を除く）。
- (2) 既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札（見積）書を送信した方は、改めて入札（見積）書を提出してください。

3 紙入札に関する事項

- (1) 入札（見積書提出）日時

- (2) 入札（見積書提出）場所

- (3) その他